

ショートステイ 遊生の町 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	523	22	¥545	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥3,996	184
	要支援2	649	22	¥671	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,122	
	要介護1	696	40	¥736	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,187	
	要介護2	764	40	¥804	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,255	
	要介護3	838	40	¥878	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,329	
	要介護4	908	40	¥948	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,399	
	要介護5	976	40	¥1,016	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,467	
第3段階②	要支援1	523	22	¥545	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,155	
	要支援2	649	22	¥671	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,281	
	要介護1	696	48	¥744	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,354	
	要介護2	764	48	¥812	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,422	
	要介護3	838	48	¥886	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,496	
	要介護4	908	48	¥956	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,566	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,634	
第3段階①	要支援1	523	22	¥545	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥2,855	
	要支援2	649	22	¥671	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥2,981	
	要介護1	696	48	¥744	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,054	
	要介護2	764	48	¥812	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,122	
	要介護3	838	48	¥886	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,196	
	要介護4	908	48	¥956	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,266	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,334	
第2段階	要支援1	523	22	¥545	¥820	¥600	¥1,420	¥1,965	
	要支援2	649	22	¥671	¥820	¥600	¥1,420	¥2,091	
	要介護1	696	48	¥744	¥820	¥600	¥1,420	¥2,164	
	要介護2	764	48	¥812	¥820	¥600	¥1,420	¥2,232	
	要介護3	838	48	¥886	¥820	¥600	¥1,420	¥2,306	
	要介護4	908	48	¥956	¥820	¥600	¥1,420	¥2,376	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥820	¥600	¥1,420	¥2,444	
第1段階	要支援1	523	22	¥545	¥820	¥300	¥1,120	¥1,665	
	要支援2	649	22	¥671	¥820	¥300	¥1,120	¥1,791	
	要介護1	696	48	¥744	¥820	¥300	¥1,120	¥1,864	
	要介護2	764	48	¥812	¥820	¥300	¥1,120	¥1,932	
	要介護3	838	48	¥886	¥820	¥300	¥1,120	¥2,006	
	要介護4	908	48	¥956	¥820	¥300	¥1,120	¥2,076	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥820	¥300	¥1,120	¥2,144	

1単位=10円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が80万超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2 【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く

・看護体制加算(Ⅱ)：8単位/日 ※介護予防は除く

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：22単位

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：(基本部分単位数+各種加算単位数)×8.3%が別途かかります。

・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)：(基本部分単位数+各種加算単位数)×2.3%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として120円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 燕市全域、三条市の第三中学校区及び大島中学校区、弥彦村

※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。

令和3年8月1日現在